

令和3年3月23日14時00分

資料配付 近畿地方整備局

木津川上流河川事務所

掘削土石を採取する事業者を募集します
～柘植川(直轄管理区間)～

木津川上流河川事務所は、一級河川淀川水系柘植川等における河川事業で発生する河道掘削土石について、公共事業等への利用を優先した後の掘削土石を対象に、採取する事業者を募集します。

- 【申込期間】令和3年3月23日から令和3年4月23日まで
- 河川内に仮置きした河道掘削残土(有用残土)を提供
- 全体予定土石量 約15,000m³
- 採取予定期間は、令和3年7月15日から令和4年3月31日まで
- 河川法の規定により土石採取料が徴収されます。
- 砂利採取法の規定により手数料の納付が必要となります。

<取扱い> -----

<配付場所> 伊賀記者会、名張市政記者クラブ、三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ

<問い合わせ先>

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

副 所 長 おおにし たみお
大西 民男

管 理 課 長 もりもと ともふみ
森本 智文

電話0595-63-1611(代表)

印代資材置場における土石を 採取する事業者を公募します！

1. 公募の趣旨

近畿地方整備局木津川上流河川事務所は、「印代資材置場における土石採取の申請者募集要項（以下、「募集要項」という。）」に基づき、一級河川淀川水系柘植川等における河川事業において発生する河道掘削残土（有用残土）（以下、「掘削土石」という。）について、公共事業等への利用を優先した後の掘削土石を対象に、採取する事業者（以下、「土石採取者」という。）を公募します。

2. 公募の概要（詳細については、募集要項に基づきます。）

(1) 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- ・河川事業による掘削土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、採取場所に仮置きした掘削土石を採取させるものです。
- ・掘削土石の採取量は、約 15,000m³ を予定しております。
- ・決定した土石採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定します。

○予定土石量　：　約 15,000m³

(2) 土石採取場所等

- ・掘削土石の採取場所は下記のとおりとします。
三重県伊賀市三田地先（柘植川左岸 0.4k～0.8k 付近）

(3) 土石採取期間

- ・掘削土石の採取は、令和3年7月15日（木）から令和4年3月31日（木）までとします。

(4) 土石採取料等

- ・土石採取料（占用料）に関しては、河川法第32条の規定により、三重県が徴収します。
- ・手数料に関しては、砂利採取法第35条の規定により、納付が必要となります。

(5) 応募資格要件

- ・募集要項に基づく。

(6) 応募申込手続き等

- ・採取希望者は、募集要項に基づき、様式１、様式２、様式３、砂利採取業者登録通知書の写し、業務主任者登録の写し及び砂利採取業務主任者合格書の写しを近畿地方整備局木津川上流河川事務所に提出して下さい。

・申込み方法

① 郵送で申し込む場合

申し込み受付期間 令和３年３月２３日（火）～令和３年４月２３日（金）

【令和３年４月２３日（金）必着のこと】

② 持参する場合

申し込み受付期間 令和３年３月２３日（火）～令和３年４月２３日（金）

【午前９時から午後５時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒５１８－０７２３

三重県名張市木屋町８１２－１

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 専門職 宛

(7) 応募審査について

- ・提出書類により応募資格の確認を行います。
- ・土石採取者審査は、次に掲げる項目により行います。

- ① 掘削土石の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

・スケジュール

申込書締切 令和３年４月２３日（金）【必着】

決定通知の発送 令和３年５月１４日（金）を予定

河川法等の申請 令和３年６月１４日（月）まで

審査・許可及び認可 令和３年７月１４日（水）までに許可及び認可

土石採取開始 令和３年７月１５日（木）から

※上記のスケジュールの日付は目安であり、変更となる場合があります。

(8) 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

- ・募集要項に基づき決定通知を受けた土石採取者は、河川法第２５条の許可及び砂利採取法第１６条に基づく認可の申請が必要です。

3. 詳しい内容

詳しい申請内容については、木津川上流河川事務所ホームページに掲載します。

木津川上流河川事務所ホームページ <https://www.kkr.ml.it.go.jp/kizujyo/>

印代資材置場における土石採取の申請者募集要項

1. 募集の要旨

国土交通省近畿地方整備局（以下「河川管理者」という。）は、印代資材置場における河道掘削等の仮置き土石について、公共事業等への利用を優先した後の土石（予定土石量約15,000m³）を、河川法（昭和39年法律第167号）第25条及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に基づき土石採取を申請する事業者（以下「土石採取者」という。）を公募する。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- (1) 土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ河川管理者が採取場所に仮置した土石を土石採取者に採取させるものである。
- (2) 印代資材置場土石の採取可能量は、約15,000m³を予定している。なお、予定土石量は、今後の事業の実施状況により変更することがある。
- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための、粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は土石採取者が河川より搬出後自ら行うものである。なお、土石採取者は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。
参考として印代資材置場における土質調査は別添のとおりである。ただし、この土質調査によって掘削土石の質を保証するものではない。
- (4) 河川管理者は、「印代資材置場における土石採取の申請者募集要項」の8に定める審査を行い、土石採取者を決定するものとする。なお、決定した土石採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定土石量を上回る場合には、均等割により採取量を決定するものとする。ただし、土石採取者の事情により予定土石量の範囲内で採取量を増減できるものとする。

3. 土石採取場所等

土石の採取場所は別図のとおりとするが、個々の採取場所、土石量については、土石採取者は河川管理者に対して指定することができないものとする。

三重県伊賀市三田地先（柘植川左岸 0.4k～0.8k 付近）

4. 土石採取期間

- (1) 土石の採取は、許可及び認可日の翌日から令和4年3月31日までとする。土石採取者は採取場所に仮置きしている土石を速やかに搬出するものとする。
- (2) 土石採取時期の変更の必要が生じた場合は、河川管理者と土石採取者が協議のうえ、土石採取者は河川法第25条の許可及び砂利採取法第20条に基づく認可の変更申請を行うものとする。

5. 土石採取料（占用料）

土石採取料（占用料）に関しては、河川法第32条の規定により、三重県（三重県河川流水占用料等徴収条例）が徴収することとなる。

6. 応募資格要件

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

(1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。

① 役員に次の各号に該当する者がいる者。

ア 破産者で復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 成年被後見人、被補佐人

② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。

③ 過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。

(2) 協業化された協同組合として、三重県において砂利採取法第3条に定める砂利採取業者の登録を行った者または登録申請中の者。なお、登録申請中の者は審査が終了する令和3年5月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出することとし、令和3年5月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできないものとする。

(3) 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち少なくとも一名を本件に専ら従事させることができる者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(6) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤ その他不正行為があったと認められる場合

7. 応募申込手続き等

(1) 応募申し込み手続き

採取希望者は、次の書類を近畿地方整備局 木津川上流河川事務所に提出すること。

① 印代資材置場における土石の採取申込書(様式1)

② 採取計画概要書(様式2)

③ 誓約書(様式3)

④ 砂利採取法第5条の砂利採取業者登録通知書の写し(なお、登録中の者は審査が終了する令和3年5月11日までに登録の完了及び登録通知書の写しを提出すること)

⑤ 当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

(2) 申込み方法

① 郵送で申し込む場合

申し込み受付期間 令和3年3月23日から令和3年4月23日

【令和3年4月23日必着のこと】

送り先 〒518-0723 三重県名張市木屋町 812-1

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 専門職 宛

② 持参する場合

申し込み受付期間 令和3年3月23日から令和3年4月23日

【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

提出先 〒518-0723 三重県名張市木屋町 812-1

近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 専門職(4階)

(3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和3年4月6日とする。

上記期間内に近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 専門職 宛(FAX 0595-64-9070)に、別記様式に必要事項を記入して FAX で送付すること。回答は期間内に木津川上流河川事務所ホームページで回答する。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡(TEL 0595-63-1611)を行ったうえで FAX すること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

(4) 土石採取者審査結果の通知日

令和3年5月14日発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から 1 週間以内に文書で質問することができる。質問書は(2)申込み方法に示す宛先に提出すること。

(5) 本公募の決定通知を受けた土石採取者は速やかに、次に掲げる内容及び応募申込みの際に提出した採取計画概要書の内容について、円滑に実施するため、木津川上流河川事務所長と「印代資材置場における土石の採取に関する協定(以下「協定」という。)」を締結するものとする。なお、協定を締結した土石採取者のみ河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の申請を行うことができるものとする。

- ・ 土石採取の基本的な考え方及び土石量等
- ・ 土石採取場所等
- ・ 土石採取期間(許可期間)
- ・ その他掘削土石の採取を円滑に実施するために必要な事項

8. 審査について

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。

(2) 土石採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

- ① 掘削土石の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

(3) スケジュール

申込書締切	令和3年4月23日【必着】
審査・決定	令和3年5月11日までに決定
決定通知の発送	令和3年5月14日までを予定
河川法等の申請	令和3年6月14日まで
審査・許可及び認可	令和3年7月14日までに許可及び認可
土石採取開始日	許可及び認可日の翌日から

※上記スケジュールの日付は目安であり、変更となる場合がある。

9. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 本公募の決定通知を受け、協定を締結した土石採取者は、速やかに次の関係書類を添えて木津川上流河川事務所に河川法第 25 条(土石等の採取の許可)の許可及び砂利採取法第 16 条(採取計画の認可)に基づく認可の申請を行い、許可及び認可を受けるものとする。

① 河川法第 25 条申請

- ・ 河川占用許可申請書
- ・ 事業の計画概要
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 河川現況写真
- ・ 搬出経路を明示した図面

② 砂利採取法第 16 条申請

- ・ 採取計画認可申請書
- ・ 砂利採取法第 3 条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・ 砂利採取場を管理する事業所の名称、住所及び連絡先
- ・ 当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し
- ・ 業務主任技術者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書

※申請書の提出部数は正本 1 部、副本 5 部の計 6 部とする。

(2) 申請書の提出期限は、令和3年6月14日とする。特段の理由なく、この期限内に申請を行わない場合は、土石採取者の決定を取り消すことがある。

(3) 河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

- ① この許可（認可）を受けた者は、採取の期間中砂利採取法第 29 条に定める標識を設置し、かつ採取区域を明らかにするため当局木津川上流河川事務所伊賀上野出張所長（以下「出張所長」という。）又は、その指名する職員立会いのうえ標識（標旗、標柱又は浮標）を設置すること。これらの標識の設置が完了した後でなければ採取に着手してはならない。
なお、出水期（6／15～10／15）中に土石を採取する場合は、常に気象・水文状況に注意し、出水が予想されるときは速やかに採取を中止し・退避するとともに緊急時に臨機の対応が取れるよう備えること。
- ② 砂利採取法第 32 条に定める採取日誌は、別紙様式 1 のとおりとする。
- ③ 毎月末に採取日誌を集計して当該月における毎月の採取量を翌月 10 日までに、別紙様式 2 により出張所長に報告すること。
- ④ この許可（認可）に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- ⑤ 次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可（認可）の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可（認可）に係る期間内に、この許可（認可）に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。
 - ハ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。
- ⑥ この許可（認可）に係る掘削及び採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- ⑦ この許可（認可）を受けた者は、この許可（認可）に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可（認可）を受けた者の責任において処理すること。
- ⑧ 河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可（認可）を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- ⑨ 河川管理者は、この許可（認可）書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

10.その他

- (1) 土石採取者は、土石採取の実施期間において、河川法及び砂利採取法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。
- (2) 本件に関する土石採取事業は、掘削土石の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (3) 手続において使用する言語は日本語に限る。以上

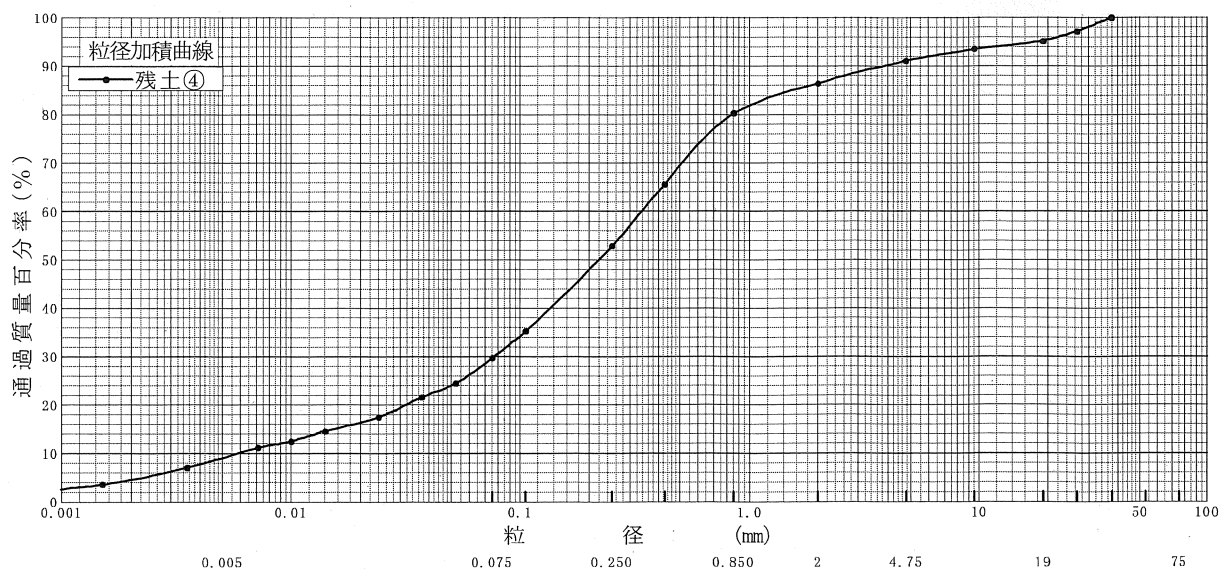
JIS A 1204 JGS 0131	土の粒度試験 (粒径加積曲線)	
------------------------	-----------------	--

調査件名 XXXXXXXXXX

試験年月日 2020 年 10 月 8 日

試験者 XXXXXXXXXX

試料番号 (深さ)	残土④				試料番号 (深さ)		残土④	
	粒径 mm	通過質量百分率%	粒径 mm	通過質量百分率%	粗礫分 %		4.8	
ふるい分析	75		75		中礫分 %		4.1	
	53		53		細礫分 %		4.7	
	37.5	100.0	37.5		粗砂分 %		6.1	
	26.5	97.2	26.5		中砂分 %		27.4	
	19	95.2	19		細砂分 %		23.2	
	9.5	93.5	9.5		シルト分 %		20.6	
	4.75	91.1	4.75		粘土分 %		9.1	
	2	86.4	2		2mmふるい通過質量百分率 %		86.4	
	0.85	80.3	0.85		425 μ mふるい通過質量百分率 %		65.6	
	0.425	65.6	0.425		75 μ mふるい通過質量百分率 %		29.7	
	0.250	52.9	0.250		最大粒径 mm		37.5	
	0.106	35.3	0.106		60 % 粒径 D_{60} mm		0.34	
	0.075	29.7	0.075		50 % 粒径 D_{50} mm		0.22	
	0.052	24.4			30 % 粒径 D_{30} mm		0.077	
沈降分析	0.037	21.6			10 % 粒径 D_{10} mm		0.0059	
	0.024	17.4			均等係数 U_c		57.6	
	0.014	14.6			曲率係数 U_c		2.96	
	0.010	12.5			土粒子の密度 ρ_s g/cm ³		2.645	
	0.0071	11.1			使用した分散剤		ヘキサリン酸トリカ	
	0.0035	7.0			溶液濃度, 溶液添加量		飽和溶液 10ml	
	0.0015	3.5			20 % 粒径 D_{20} mm		0.032	
					礫分 %		13.6	
					砂分 %		56.7	



特記事項

S=1 : 2500



工	事	名	
図	面	名	位置図
縮	尺	S=1:2500	業之内 図面番号
設	計	年 月	令和 年 月
近畿地方整備局 <big>木津川上流河川事務所</big>			

平 面 図 S=1:500

柘植川

公募用土砂置場 15,000m³

印代資材置場

145
コルゲートパイプ
Φ1200 L=5000 (2本)
新設(仮設)

仮橋(既設)

集落排水処理場
府中第1地区

注1) 公募用土砂は現地盤以上の盛土である。

世界測地系			
工 事 名	平面図		
縮 尺	S=1:500	図面番号	業之内
設 計 年 月	令和 年 月		
近畿地方整備局		木津川上流河川事務所	

印代資材置場における土石の採取申込書

令和 年 月 日

近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 様

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称等

代表者氏名

印

印代資材置場における土石の採取の申請者募集について

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申し込みます。

連絡先 担当者

電話番号 — —

Eメール

様式 2

採 取 計 画 概 要 書

氏名又は名称等（ふりがな）	[法人においては代表者氏名（ふりがな）]
住所又は所在地	[法人においては本店の所在地] [兵庫県内に所在する支店の所在地]
砂利採取業の登録年月日と番号 （写しを添付すること）	昭和・平成・令和 年 月 日 三重 第 号
業務主任者	氏名（ふりがな） ----- 資格取得年月日・番号
採取計画希望数量	令和 3 年度 千 m ³ 全体 千 m ³
採取した土石の利用方法	
採取した土石の供給先	全量県内・一部県外・全量県外・その他（ ）
採取した土石の運搬方法・経路	※国道や県道までの経路及びプラントまでの経路を示した地図を添付
一日搬出予定量	m ³
運搬経路における交通安全対策	交通要所へのガードマン配置計画 有（ ）人 ・ 無
運搬車の稼働時間	時 分 ～ 時 分
公道汚濁防止の方法 騒音防止の方法	
洗浄選別の方法	
洗浄選別後の不要残土の処分	
プラントの所有状況並びに処理能力	所在地 ----- 自己所有（新設・改修・既存） 貸借（所有者住所氏名： ） ----- 処理能力（m ³ ／日）

（注）① できる限り具体的に記載してください。

② 当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙（1 項目につき A 4 版 1 枚）を追加してください。

様式 3

令和 年 月 日

近畿地方整備局

木津川上流河川事務所長 殿

住所

氏名又は名称等

代表者氏名

印

誓 約 書

令和3年3月23日付けで公告のありました「印代資材置場における土石採取の申請者募集要項」について、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

①役員に次の各号に該当する者がいる者。

ア 破産者で復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 成年被後見人、被補佐人

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。

③過去3年間で法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者。

2. 砂利採取法第4条に定める業務主任者のうち少なくとも一名を本件に専ら従事させることができることを誓約いたします。

3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないことを誓約いたします。

4. 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことを誓約します。

印代資材置場における土石採取質問書

令和 年 月 日

近畿地方整備局
木津川上流河川事務所
管理課 専門職 様

質問者 住所又は所在地

氏名又は名称等

担当者

電話番号 — —

E メール

質問事項

印代資材置場における土石の採取に関する協定(案)

印代資材置場における河道掘削等の仮置き土石（以下「掘削土石」という。）の採取について、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長（以下、「甲」という。）及び●●●●（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲は、印代資材置場における河道掘削等の仮置き土石について、公共事業への利用を優先した後の掘削土石（予定土石量約 15,000m³）を、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 25 条及び砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条に基づき、甲が指定する場所において乙に採取させることとしている。

本協定は、土石の採取を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 土石採取の基本的な考え方及び土石量等

- (1) 土石は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材等の需要に応じ甲が採取場所に仮置きした掘削土石を乙に採取させるものである。
- (2) 乙の土石の採取量は、以下に示す数量を予定している。なお、予定土石量は、今後の公共事業への利用状況により変更することがある。
- (3) 採取後の掘削土石を製品化するための粒径選別、洗浄、細粒分の処理等の工程は乙が河川より搬出後自ら行うものである。なお、乙は掘削土石の質を根拠として、搬出を拒否できないものとする。

予定土石量 約 15,000m³

3. 土石採取場所等

土石の採取場所は別図のとおりとするが、採取にあたっては事前に乙は甲と協議するものとする。

個々の採取場所、仮置する土石量については、乙は甲に対して指定することができないものとする。

三重県伊賀市三田地先（柘植川左岸 0.4k~0.8k 付近）

4. 土石採取期間

土石の採取は、令和 3 年 7 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。乙は甲が採取場所に仮置している掘削土石を速やかに搬出するものとする。

5. 河川砂利採取計画について

乙は、事前に提出した採取計画に基づき土石の搬出を円滑に行うものとする。

なお、乙の責により甲が土石の搬出の継続ができなくなった場合には甲は、河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可を変更することがある。

6. その他

乙は、土石採取の実施期間において、河川法及び砂利採取法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。

なお、乙またはその構成者に、不誠実な行為があったと甲が判断した場合には、河川法第 25 条の許可及び砂利採取法第 16 条の認可を取り消すことがある。

本協定の証として本書二通を作成し、甲乙とがそれぞれ記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 ○○ ○○

乙 ●●●●
代表 ●● ●●

砂 利 等 採 取 日 誌

月 日 曜日 天気

業務主任者

作業時間	作業開始	時 分		作業終了	時 分		
	休止時間	時間		稼働時間	時間		
運搬自動車（船）台数		台		稼働人員	人		
砂利等採取量	区分	採取量		累計採取量	運搬自動車（船）延台数		
	砂	m ³		m ³			
	砂 利	〃		〃			
	掻込砂利	〃		〃			
	栗 石	〃		〃			
	合 計	m ³		m ³			
砂利等販売量	区分	販 売 量					
		自 府 県		府 県		府 県	
	砂	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³	販売量 m ³	累 計 m ³
	砂 利						
	掻込砂利						
	栗 石						
	合 計						

記 事

別紙様式 2

砂利等採取月報 (月分)

年 月 日

伊賀上野出張所長 ○○ 殿

報告者住所

氏名

登録番号

砂利の採取計画の許可条件（４）号により、次のとおり報告します。

[illegible]